

山口県青少年自然の家規則

昭和49年4月1日

山口県教育委員会規則第四号

(趣旨)

第一条 この規則は、山口県青少年自然の家条例(昭和四十九年山口県条例第三号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、青少年自然の家の管理について必要な事項を定めるものとする。

(応募の時期及び方法等についての公告)

第二条 条例第十条第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について、山口県報に掲載して行うものとする。

- 一 指定管理者に管理を行わせようとする青少年自然の家の概要
- 二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
- 三 指定しようとする期間
- 四 応募者に必要な資格に関する事項
- 五 応募の方法及び期間
- 六 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(応募の手続)

第三条 条例第十条第三項の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 応募者の主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名
- 二 応募に係る青少年自然の家の名称及び位置
- 三 青少年自然の家の管理に係る事業計画

2 条例第十条第三項の教育委員会規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- 二 法人にあっては、登記事項証明書
- 三 青少年自然の家の管理に係る収支予算書
- 四 事業計画書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度(次号において「直前二事業年度」という。)の事業報告書又はこれらに類する書類
- 五 直前二事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類
- 六 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

(指定の公示)

第四条 条例第十条第八項の規定による公示は、次に掲げる事項について、山口県報に掲載して行うものとする。

- 一 指定管理者に管理を行わせる青少年自然の家の名称及び位置
- 二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

四 指定の期間

(遵守事項)

第五条 青少年自然の家を使用する者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守し、青少年自然の家の設置の目的に沿って、これを使用しなければならない。

一 青少年自然の家の施設若しくは設備を損傷し、又はそのおそれのある行為をしないこと。

二 他の使用者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

三 前二号に掲げるもののほか、教育長が青少年自然の家の管理のため必要があると認めて定めた事項

(その他)

第六条 この規則に定めるもののほか、青少年自然の家の管理について必要な事項は、教育長が定める。